

N 協 第 4004 号

令和 5 年 5 月 2 日

大和市南林間七丁目 1 番 1 5 号
特定非営利活動法人 地域家族しんちゃんハウス
理事長 館合 みち子 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



認定有効期間更新通知書

令和 4 年 12 月 16 日付けで申請を受理いたしました認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新については、次のとおり更新することとしましたので、特定非営利活動促進法第 51 条第 5 項において準用する同法第 49 条第 1 項の規定により通知します。

認定の有効期間

令和 5 年 3 月 19 日から令和 10 年 3 月 18 日まで

※更新前の認定の有効期間：平成 30 年 3 月 19 日から令和 5 年 3 月 18 日まで

記

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に神奈川県知事に対して異議申立をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の異議申立を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 上記 2 にかかわらず、上記 1 の異議申立をした場合においては、当該異議申立に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先

政策局政策部 N P O 協働推進課

横浜駐在事務所 榎本

電話 045-312-1121 内線 2867